

# 第 1 5 回

## 金融審議会公認会計士制度部会

2006年12月22日

金融庁 総務企画局

午後 1 時00分 開会

○関部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、金融審議会公認会計士制度部会の第15回の会合を開催いたします。本日は皆様ご多忙のところご参加いただき、まことにありがとうございます。

本日の会議につきましても、公開ということでご了解をいただきたいと存じます。

さて、前回の会合におきましては、報告書案につきまして、さまざまなご意見をいただいたところがございます。本日は前回の会合においてご議論をいただいたことを踏まえて、報告書案の修正を行っておりますので、それについて事務局から説明をいただき、これについて討議していただきたいというふうに考えております。

その上で、本日は、報告書の取りまとめをさせていただきたいと考えておまして、山本金融担当大臣に報告書をお渡ししたいというふうに考えております。山本大臣は1時45分ごろをめぐりにお越しいただけると伺っておりますので、それまでの取りまとめに向け、ご協力をお願いできればと考えております。

それでは、まず事務局からご説明をお願いいたします。

○池田企業開示課長 それでは、お手元に表紙つきで公認会計士制度部会報告（案）をお配りしております。前回からの修正点には網かけをさせていただいておりますので、その部分につき、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、報告書で4ページになります。監査法人等による開示の義務づけについて述べたところで、EU第8指令における開示について、説明を加えておりますが、前回、売上高の内訳という中に「監査報酬の内訳等を含む」とございましたが、正確には「監査報酬・非監査報酬の内訳等を含む」と、売上高の中で監査報酬、非監査報酬、そうしたものがどういう内訳になっているかを開示するというのが正確でございましたので、正確のために修正をさせていただきました。

それから、5ページになります。ローテーション・ルールの関係で、前回、澤田委員からご意見をいただきまして、前回は「とされているところであり」の後に、「このことを踏まえ」という文言が入ってまして、その文言が入っているために、「法令においても同様の規定を整備する」というのが、どういう内容か不分明な結果を生んでいたと考えております。基本的に、協会のルールで定めている内容を法令において規定していく、という趣旨からしますと、この言葉は、むしろない方が正確かというふうに考えますので、今回、修正をさせていただきました。

それから、6ページの監査人の選任・監査報酬の決定については、前回ペンディングという形でお示しをいたしまして、多くの委員から多岐にわたるご意見をいただきました。これを踏まえまして、全体をここに掲げてありますので、この文は朗読をさせていただきたいと思いません。

この前は、インセンティブのねじれの問題が書いてございまして、「こうした中、我が国においては、本年5月に施行された会社法において会計監査人の選任に関する議案の提出について監査役等の同意権が付与されているとともに、会計監査役選任議案の提出について監査役等の請求権が規定されている。また、会計監査役報酬の決定についても、会社法上、監査役等の同意権が規定されているところである。

この点、さらに監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与すべきではないかとの議論がある。これについては、取締役や監査役など会社の内部機関における業務執行権等の分配のあり方に関わる問題であり、会社法制上の十分な検討が必要となる、等の指摘がある。しかしながら、監査役の独立性を強化し、会計監査に対する信頼を確保していく上では、このような方策を講じることにより、「インセンティブのねじれ」を目に見える形で克服していくことが重要であると考えられる。

会計監査人の選任議案及び報酬の決定に係る監査役等の同意権の付与を定めた会社法につき、関係当局において真剣な検討がさらに進められることを期待したい」ということで案文を作成させていただきました。

次に7ページの下の方でございます。前回、ここでは、会計監査人内部における監査報酬の振り分けの方針というようなことが記述されておりました、公認会計士の増田委員の方から、ご意見をいただいていたところでございます。ここににつきまして、「監査法人内部における社員等に対する報酬決定の根拠などを含め、監査報酬についての適切な情報の開示が求められていくべきである」ということで、「監査法人の振り分け」といったような表現は改めさせていただいたところでございます。

それから、次の「さらに」の段落は、前回、原委員の方からご指摘のありました点を盛り込んでございます。「さらに公認会計士協会においては、現在、例えば業態ごとの監査報酬の概況等について調査・公表を行っているところであるが、これについて更なる周知を図っていく等の取組みが期待される」ということでございます。

それから、8ページの下の方ですが、前回、原委員、それから山浦委員からご指摘があったところで、不正違法行為を発見する以前でも、会社等との間で機動的な対応が必要なのではな

いかというご指摘を踏まえまして、また、そうした動きが国際監査基準等でも論じられているということを受けまして、「また、監査人が、不正・違法行為に関する情報を入手した場合に、被監査会社との間で機動的に情報交換等が行われていくよう、国際的な監査実務の動向等を踏まえて検討が行われるべきであるとの指摘があった」ということを記載させていただきました。

次に8ページ一番終わりから、9ページから始まります監査法人等の責任のあり方の問題につきましては、前回、多くの方から意見をちょうだいしておりました。そうしたものを踏まえまして、幾つかの修正をさせていただいております。

まず最初のところは、基本的な考え方を、より明確に書かせていただきました。「企業財務情報の信頼性を確保し、金融資本市場の規律を維持する上で、監査法人のガバナンスの適正化は不可欠であることを強く認識する必要がある。

このような観点に立てば、監査法人の責任のあり方を考えるに当たっては刑事・行政・民事それぞれの責任の間の適切なバランスに留意しつつ、非違の抑止等の観点から、全体としての適切な水準を確保していくことが極めて重要である」ということになってございます。

それから、9ページ、その下のところでは、刑事罰を科すことは、非違の抑止等の観点からも「必要であり、土業における自主規律の向上にも資する」ということで、前回、八田委員からのご指摘があった点をつけ加えてございます。

それから、最後、9ページの下の方ですが、「非違の抑止等の観点から、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に対しては、以下に述べる課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくことが考えられる」ということで、前回からの表現ぶりの差異は別としまして、1つは、刑事罰について前回は「可能性が否定されるべきではないが」という形になっていましたが、「1つの検討課題である」ということを加えさせていただきました。

それから、その下の行では、「非違事例に対しては行政的な手法の多様化により対応することをまず求めていく」という表現でしたが、「以下に述べる課徴金制度の導入をはじめとする」ということで、課徴金制度の導入という点を明示させていただきました。

それから、10ページ、i)、ii)というところで、法律論を論じていたところでございますが、このii)の方で両罰規定を設けていこうとすれば、例えば虚偽証明罪などの新設というようなことが議論になるということを書いてございましたが、「この点はむしろ、監査人の非違を共犯の問題として捉えるのではなく独立の罪の問題として捉えていくべきでないかといった広範な検討が必要となる」という論点もあろうかと思っております。この点を加えさせていただいたとこ

ろでございます。

それから、11ページに、ここは行政上の責任、とりわけ課徴金の問題について記載をしている部分ですが、3行、網かけがしてありますが、「監査法人の非違行為に対しては、引き続き厳正に対処していくことが必要であり、早急に法制面の検討を進め、非違を行った監査法人に対する課徴金等の納付制度の導入に向けて前向きな取組みが強く求められる」というふうに記載させていただいておりまして、前回の案では、「課徴金等の納付制度の導入についての真剣な検討が強く求められる」という内容になっておりましたが、「早急に法制面の検討を進め」ということと、「導入に向けて前向きな取組みを求める」という表現に変えさせていただいたところでございます。

それから、12ページになります。ここは、民事責任について監査法人、有限責任形態の監査事務所の可能性について論じたところでございますが、有限責任化に当たって財務書類について十分な開示を義務づけるべきだということにつきまして、監査証明について、前回、岩原先生その他の委員の方からご発言がございましたことを受けまして、「また、その際には財務書類について監査証明を受けることも検討されるべきである」という一文を追加させていただいております。

それから、13ページでございますが、民事責任、それと前で論じております抑止手段、その関係、そうしたものをなしに有限責任形態だけを認めるのか、というご意見も前回あったかと思えます。「なお、有限責任形態の監査法人制度が導入される場合には、適切な経済的な抑止の手段を導入し、実効性ある非違の抑止を図っていくことが一層求められることに留意すべきである」という3行を追加させていただきました。

修正点は以上でございます。

○関部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの修正案につきまして、ご意見がございましたら頂戴いたしたいと思えます。どなたからでもどうぞ。では、大崎さんから。

○大崎委員 ありがとうございます。私、意見としましては、いただいたこの案で大変結構なんじゃないかというふうに思っておりますが、1つだけ質問をさせていただきたいんですが、今後の検討の参考のためにでございますけれども、課徴金制度を会計士の非違行為について導入する場合に、課徴金額の算定をどのようにするかということについて、何か事務局で考え方というか、そういうものをお持ちであれば、ちょっとご説明願えればと思うんですが。

○池田企業開示課長 私ども、この報告書が、例えばこういう形でまとめれば、それを踏まえ

まして、これから法制化に向けた作業を進めていくということで考えておりますので、現時点で何か金融庁として具体的な算定の式とか、そうしたものを念頭に考えているという状況にはございません。

○関部会長 藤沼さん、どうぞ。

○藤沼委員 前回の議論から今回の文案が私どもの期待しているものと大きく違っております。私どもは、今回いろいろな非違事例がありましたけれども、それはそれを反省として受けとめ、監査の業務の改善に結びつけたいと思っております。まず我々自身が監査の業務の改善をやっていくという、自主規制の強化からスタートするのが当然であるべきだと思っております。12月11日に臨時総会を開いて、上場会社の監査事務所部会の創設と登録制を導入することを決定するなど、必死の努力をしているわけでございます。

と同時に、この財務情報の信頼性の確保というのは、当然企業側の努力も必要であるということから、特に、インセンティブのねじれの問題ということについては、監査人の独立性の確保という観点からは本質的な問題でありまして、監査人1人で頑張ったとしても何の改善にも結びつかない。そういうことで、この独立性の強化の観点から企業のガバナンス問題に踏み込むことをお願いして、そういうような方向性でいくのかなというふうに思っておりましたら、結果的にはこのような最終案になっているということです。その中身は、文章的に「関係当局において真剣な検討がさらに進められることを期待したい」ということで、「期待したい」ということはどういうことなのだとということです。我々としては本当の意味での監査制度の強化には結びつかないのではないかと、非常に懸念しております。そういうことで、企業側の本質的な問題についての真剣な取組みがなされないと、日本の資本制度の強化にはつながらないのではないかと、非常に懸念しております。

次に、監査の強化ということなんですが、特に規制の強化の中で、刑事罰の導入ということについては、慎重な検討の上、やっていただけるということで、それはそれで、それなりに安心したわけでございますけれども、文章の中で、「監査人の非違を共犯の問題としてとらえるのではなく、独立の罪の問題としてとらえていくべきではないかといった」と、この「独立の罪」ということはどういうことなのかと。虚偽記載の主犯というのは、あくまでも企業でございまして、監査人が意図的に特別な虚偽記載をやるわけでございませぬ。私は法学者ではありませんから、内容はわかりませぬけれども、これをこういう形で、無理やり刑事罰の方向へ持っていくというのは非常に危険な論理ではないのかなと懸念しております。

無限連帯責任については、何度もお話ししていますように、無限連帯責任というのは諸外国

に余り例のない制度でございまして、それが有限制度になるということで、それはそれで非常に前進であるかというふうには受けとめているわけでございますけれども、いろいろな制約や条件が、どんどんプラスされているということについて、若干の懸念をしておるわけです。

例えば、日本では四大法人、今、5つになりましたけれども、今年の3月末では、四大法人は500億円以上の売上有るということで、そういう面では四大法人は大きいわけですが、次の規模の事務所はいきなり20億円の売上高になってしまうようなサイズなわけですが、それから、10億円から20億円の間に、これは今年の3月末の状況ですが、約3社しかない。それ以下は10億円以下から1億円とか、中には1億円以下の監査法人もある。日本には160ぐらいの監査法人があつて、みなそういう状況の中で、良質な中堅の事務所をつくっていくかというのが、一番大きな課題であるのではないかと私は思います。今日、有限責任というものを導入することに関連して、その条件として財務情報の公開とか、それはそれでよろしいのですが、その他に余りいろいろな過大の制約をかけてしまうと、有限責任制度に移行できる中堅の監査法人がなくなってしまう。結果的に監査の担い手が五大法人以外になくなってしまふのではないかとこの恐れがあります。ましてや1億円とか2億円とか、そういうところが大半な監査事務所のサイズですので、その程度の法人の決算に監査証明まで求めるというのは、理論としてはわかるんですけども、本当にそんな負担のかかることを要求すると、訴訟リスクの増大する中で監査の担い手がなくなるようなことにならないのかということに非常に懸念しています。

以上でございます。

○関部会長 まとめた方の立場で、少し今の点、お話ししたいと思いますが、まず、公認会計士協会における自主規制を強化して、きちっとやっておいきになられるということについては、一番大事なことでありまして、法律以前に、藤沼会長のもとで協会がきちっと自主規制をやっていくということについて、どんどんやっていただきたいと思ひますし、そのことを尊重していくのは当然のことではないかと思ひております。

それから、ガバナンスの強化の件ですが、私はこの際、ねじれ現象の解消というのをやるべきではないかというふうに出て、恐らくほとんどの皆さんも、そういうふうにお考えになつたと思うんですが、本件については、会社法との調整問題がございまして、金商法の世界だけでいろいろ手当するということ、事務局の方で随分ご検討いただいたわけですが、なかなか本格的なものがないということもあつて、むしろ会社法の検討を、私の気持ちでいえば、できるだけ早く本格的な検討をやってもらいたいと、こういうことで整理せざるを得な

いというふうに判断しているということでもあります。

それから、その次の「独立の罪」というのは一体何だということなのですが、私も刑法の専門家ではありませんから、よくわかりませんが、そのことも含めて、これはよく読んでいただきたいんですが、引き続いて十分な検討を行っていくということで、広範な検討をしていくという1つの視点のようなものを、ここにメンションしたというふうにご理解をいただきたい。

それから、あとの有限責任にしたときの中小の問題ですけれども、実態的にそういう問題になるのかどうか、藤沼委員の懸念というのは、協会の会長をされているお立場で、そういう懸念を表明されているのは尊重しなければいけないと思いますが、考え方としては、有限責任というものをきちっと入れ込んでいくという場合には、当然、財産的な基盤というものがどうなっているんだということになるわけで、そのことについて公開していただくということであれば、それは、今の世の中、みんなそうですけれども、第三者の1つの証明が要ることにならざるを得ない。それで、中小のところは大変な手間がかかるよという議論があるかと思えますけれども、それはそれなりの規模が小さければ小さいことで、やりようもあるのではないか。私が勝手にこんなことを言うのも変ですけれども、ということで、これは少なくとも、考え方なり、実務の問題としても、これを省くわけにはいかないなど、こういうふうに判断したということでもあります。

その点について、山浦先生、どうぞ。

○山浦委員 ありがとうございます。

今の藤沼会長の方のご意見で、有限責任制をとった場合の開示に関する監査の問題ですけれども、私自身が、今、藤沼会長のご発言について、少々、違和感を持ちました。と申しますのは、例えば、売上が1億円とか、10億円程度の監査法人が有限責任制をとる必要があるのかどうか。つまり有限責任制の基本的な仕組みを議論したのは、大法人で、どこか同じ法人でいても、付き合いのない社員が非違事例を犯したとして、そのときに、ほかの社員まで責任が影響するというのがおかしいのではないかという、こういった議論から出発したと思うのです。そうしますと、例えば1億円とか10億円ぐらいの売上の監査法人であると、1つのファームとして、管理体制というはお互いにチェックし合いながらできるような、そのくらいの規模ではないかと思うのです。ですから、むしろ有限責任制というのは、大きな法人についてのみ、これが適用されるものであって、むしろ中小ないしは小さな事務所の場合は、有限責任制をとること自体が、ある意味ではおかしいというか、議論の筋としては、そういう選択肢があって、その上でいろいろなサンクションも考慮しながら、自分たちの組織形態を検討していけばいい

というふうに、私自身は思っております。

○関部会長 それでは、安藤委員、どうぞ。

○安藤委員 筋からすると、今、山浦委員が言われたとおりだと思うんですけども、ただ、これを法制化したときに、そういう規模別に規制ができるのかどうか、その辺がちょっと心配が残りますけれどもね。

○関部会長 どうなるんですかね。

○池田企業開示課長 繰り返しになりますけれども、具体的に法制をどうつくるかは、今後の課題ではありますが、基本的に最初から幾ら以上の売上であれば有限になってはいけないとか、そういう制度のつくりは余り常識的ではないかなと思います。ただ、例えば、先ほどの監査証明のような議論がありましたが、そうしたことで売上が小さいから監査証明をするとコストがかかるんだという、山浦先生がおっしゃるようなことに、逆に戻ってくるということがありますので、我々、現時点で規模で線引きをするという考えは余り持っていませんが、有限責任形態になるとすれば、それなりに求められる要件はあるだろう。その要件を満たしていくとした場合に、事実上、有限責任に行くところを選ぶときに、いや、小さいところでも、そういうことをちゃんとやってやるという選択はあっていいと思いますが、どちらを選択されるかは、その制度の中でおのずから選択も起きてくるということかな、というふうに思います。

○関部会長 それでは、増田さん、関連で……。

○増田（宏）委員 関連としてちょっと申し上げておきたいのですが、有限責任といいましても、担当した社員は無限連帯なんですね。担当者以外の方が有限責任だということ。まず、そういうことが1つあるということと、一般事業会社の場合、会社法において、5億円以上の資本金または負債総額200億以上のところについて監査証明を求められています。これはご承知のとおり、有限責任の株式会社において、このような条件があるわけです。監査法人のみが、有限責任になったからといって、即座に監査証明というのは、先ほどの山浦先生のお話と比較しますと、私はちょっと不平等ではないかと思います。その辺のところはどういうふうな考え方が必要なのか、という点があると思います。これは意見です。

実は、それ以外のところを申し上げたいのですが、1つは、今回の会計士法の改正が、監査法人だとか会計士の処罰を厳しくすることだけではなかったのだと思います。要するに、監査制度を強くすることが必要だということだだと思います。その観点からしますと、先ほど、藤沼委員の方から話があったように、今回のインセンティブのねじれ問題について、関係当局において検討が進められることを「期待したい」というのは少し弱いのではないだろうか。

「進められるべきである」と書いていただきたいと思います。これが第1点です。

それから、もう一つ、それに絡んでですが、8ページの中の下の方なのですが、4の前のところです。「さらに、発行会社の取締役等が、財務書類に係る監査に重要な影響を及ぼすこと等を目的として、監査人に対して強圧、操作等の行為を行うことを禁止することについても検討が進められるべきである」は、これもちょっと弱い。実は前回申し上げましたが、サーベンス・オクスレー法の303条の規定もありますとおり、前々回でしたか、公認会計士監査審査会の方からお話がありましたように、実際、経営者から脅かされて監査の手続ができないといった事例があるわけです。それに加えて、最近の事例ですが、反社会勢力のようなものが脅かしをするというようなことがあった場合に、対応できないわけです。だから、このところは、「禁止することについても検討が進められるべき」ではなくて、「禁止することが適当である」というふうに言い切ってもらいたいのです。この辺のところがちょっと弱い。ぜひご検討いただきたいなと思っています。

○池田企業開示課長 何点か表現についてのご意見があったので、若干ご説明を加えたいと思うんですが、まず、財務書類についての監査証明のところについては、前回指摘を受けて、12ページに今のような表現にしてあります。財務書類の監査証明については、いろいろご指摘も逆にあるということから、一応ドラフトとしては、第1文とは別に切って、「また」で「検討されるべきである」という表現をとっているところでありまして、増田先生がおっしゃったような商法でも規模で切っているじゃないとか、その辺、どう考えていくのか、ある意味、制度設計の問題もあるかもしれませんが、審議会としての基本的な考え方としては、こういうことであったのかなと。あとは具体的な制度づくりの問題ではないのかなということ、十分な開示を義務づけるとは分けて記述をしているというつもりで、ドラフトをしております。

それから、インセンティブのねじれのところについて、どのように表現をするかは、ご意見を、今日いただいて、その上で、文章をここにかためていただくということかと思いますが、「期待したい」となっていることについて、ご意見があるように受けとめていますが、ここは当審議会が金融庁の審議会であるということで、私ども事務局に対しては、どうすべきだとか、適当だとか、幾ら言っていたいただいても、私ども、それを受けて、今後法制化に臨んでいきたいと考えておりますが、これは、所管としては別の役所、あるいは別の審議会の所掌に属するところであるので、私ども金融庁のデリカシーの中では「期待したい」というのは、最大限の表現のように思っていますが、ご議論いただければ幸いです。

それから、303条のところの表現について、ここが「検討すべきである」となっていること

について、ご指摘がありました。ここはどうして「検討」としてあるかということにつきましては、「強圧、操作等の行為をしてはいけない」ということは、ある意味常識的なことで、これがいけないということは明らかなわけですが、この報告が法制化を前提に議論していくものだとなれば、こうしたものを法律に落とすときは、どうなるかといえ、こういうことをした場合は、証券取引法を念頭におけば、これは罰則をかけるということになると思います。いわば、この規定は刑事罰を置く、刑事罰を会社役員等にかけるという、ご提言だと受けとめているわけですが、そうした場合には、刑事の構成要件として、ここに書いてある「強圧」とか「操作」とか、こうしたものが十分明確な構成要件として書き切れるのかどうか。前回、「等」のところにはアメリカでは「誘導」とかそういう要件も入っていて、たしかこの審議会でも「誘導」というと、どこまでが誘導なんだというご意見もありまして、私ども、法制化を念頭に置きますと、こうしたものを刑事の構成要件として本当に書き切れるのかどうか、それは過去の刑事罰との整合性が必要ですし、また現実には、こういう刑事罰の規定については、刑事罰についての所管省庁との調整、相談等も当然必要になってくるものであります。そういう趣旨で、金融庁だけでなかなか決められないということもあり、また、そういう作業はこれからこういう提言をいただければ、しなければならないということで、「検討」と書かせていただいているところで、ご理解いただければというふうに考えているところでございます。

○増田（宏）委員 私、業界の代表という立場ではなく、一般の国民という立場で考えると、金融庁さんの立場はよくわかるのですが、政府は一体だと考えていますので、政策当局としてはそうなんだろうが、政府は一体で考えれば、これは「検討」「期待」ではなくて、「進めるべきだ」というふうに、ぜひ書いていただきたいと思います。これは私の意見でございます。

○関部会長 では、伊藤さん。

○伊藤委員 それでは、簡単に申します。3点ありまして、1つは、先程来議論されました7ページの上段のところ。私は、ねじれの問題を最初から、縷々申し上げましたので、ここで最後まで黙っているのはちょっとよくないので、もう一回、申し上げたいということ、また、その状況の実態についてもお話し申し上げたいというのが2つ目。3つ目が、質問でありまして、それは、2ページ目の上の段のところでございます。会計監査人の監査業務の拡大ということについて、この前もお願いしたんですが、その結論がどういうところに、どういうふうに出ているのか、私の見るところ、14ページの5の①のところではないかと思うのですが、それで皆さんは納得されておられるのかも聞きたい。これが3つ目の質問で、私の言いたいことでもあります。

まず最初に、7ページのところでございますけれども、部会長並びに課長からいろいろお話がございまして、この最終の文章に至った状況のことについて、よくわかりました。ただ、この審議会は公認会計士問題に関して、皆さんがいい知恵を絞って最終的にまとめ上げられたものであり、これはこれとして大変重みがあると、私は思いますので、別の法制審議会に対して、我々の意向をきちっと、強くお話を申し上げてほしい。別に私は公認会計士の出身ではありませんし、どちらかといいますと経営者サイドなんですけれども、経営の実態からいっても、最近、不祥事が続出しているのではないですか。そういう問題に対して、この公認会計士への対応だけで解決できない、むしろ経営者、公認会計士両面で考え検討していただきたいと思うわけで、ここのところについては、「会社法につき、関係当局において真剣な検討が早急に進められることを強く期待したい」、「早急に進めるべきである」とか、我々の言いたいことはきちりと申し上げる。しかし、その結果については、法制審議会の結論を待たなければいけないと、私は思います。つまり、言うことは言うべきではないかというふうに思います。それが1点目。

これについて、現実とちょっと遊離しているのではないか思われたら非常にいけないので、私の経営実務の体験から申し上げますと、企業はいろいろな工夫をしております、コーポレートガバナンスについていえば、監査役は力が弱いといわれているけれども、最近の監査役を見ますと、代表取締役経験者、とくに経理担当役員経験者というのが、かなり監査役メンバーに増えてきております。それから、社外監査役の中には、会計監査人出身の方がたくさん続出しておる。そういう実態から見ると、この監査フィーの内容の実態判断というのが、実質的に十分監査役でできるのではないかと、私は思うわけです。形式上は法律的な問題がありますが、実質的にはできるのではないかと思いますから、こういうことを早急に検討されることは、私は決して現実を離れているものではないという状況報告を申し上げておきたい。

それから、3点目は、先ほど申し上げましたように、公認会計士さんの処罰を考える場合も一気通貫で考えるべきではないか。つまり罰則を考えるのであれば、公認会計士さんの業務範囲を広くして、そして新しい仕事をどんどんやって、財務基盤を作るべきではないかということ、かねて申し上げてきましたけれども、それがどういうふうな形で織り込まれているのか、私はもう一度ここで、公認会計士協会の会長がおられますが、これでご満足なのか、問題がないのかを聞きたい。

以上です。どうみすみません、勝手なことを申し上げまして。

○関部会長 今の最後の点……

○池田企業開示課長 最後の点については、どう反映されているかということであれば、伊藤委員からご指摘のあった、14ページの競業禁止規定のあり方のところが1つだろうと思いますし、もう一つは、初めの方で、3ページになりますか、ここは一部の委員からは、まだ尚早だというご議論もあつたところではありますが、監査法人の社員資格の拡大ということについては、これを広げていくということで、記述を明確にさせていただいているところです。

あと、前回の部会するときにも申し上げましたが、仮に例の支障がない限り、という規定の問題はありますが、そこは多分に運用の問題があるのかなということで、具体的に何か問題があるということであれば、それをお聞かせいただいて、運用の問題として作業していくべき問題なのではないかというふうに考えているところでございます。

○関部会長 補足ですけれども、2ページの一番上の方にも書いてありまして、「監査業務以外の領域をも含めた幅広い知識・経験等が求められるところであり、従来の規制がこうした要請への対応を過度に制約することとならないよう配意していく必要がある」。この辺のところをちょっとくんでいただきたいと思います。

○伊藤委員 はい、よくわかりました。

○関部会長 根本委員、どうぞ。

○根本委員 今回の報告で監査法人の制度の整備、それから、企業側のガバナンスの改善が進むと思いますので、投資家としてはこれを歓迎するのではないかと考えております。会社側の監査役制度の改善というところは、先ほども藤沼委員ほか皆様がおっしゃったことに、私も同意してまして、もう少し強い表現で、できれば訴えていただきたいと考えております。

あと、有限責任の問題については、私個人的には、こういった検討をすることは適当であると、今の組織の大規模化というような状況から見て、そう思っているんですが、委員の中には、まだ慎重な見方をする方もいらしたというふうに覚えております。相互監視の効果が後退するとすれば、ディスクロージャーとか、品質管理をここに書かれていらっしゃるような形で要請されることは、バランスがとれた結果ではないかと考えております。

あと、刑事罰に関して、当初、私も可能性としては残した方がよろしいのではないかと、抑止力という意味で、そういうふうに考えておりました、立法的な課題はあると思うんですけれども、このような形で検討課題として残していただいたというのはよかったです。

ただ、プライオリティから見ると、行政処分の多様化を進めるということの方が、確かに、より緊急度が高いことなのかなと考えております。

行政処分のところに関して、先ほど大崎委員も触れていられましたが、なるべく処分の透明

性をお願いしたいと思っています。本来的には難しいのかもしれませんが、いろいろ事例が出てくることで、ある程度わかるのかもしれませんが、処分が起きると、被監査会社もしくは投資家も大変混乱するということがありまして、ある程度、影響の予測がつくような形が望ましいかと思っております。

以上です。

○関部会長 原委員、どうぞ。

○原委員 時間が短いところ、大変恐縮です。長い期間かけて検討してまいりまして、私の感じとしては、公認会計士の業界というのでしょうか、状況も大変よくわかったという感じがしております。

ただ、思いますのは、ここでの検討は、やはり関係者の方々が中心になってディスカッションをしていたということで、これが外に出ていく、社会に出ていったときに、どういうふうに見られるかということが、最も大事だと思っています、市場ルールの一番基盤のところを検討しているということです。つい最近日は興の問題がありましたし、世の中は、公認会計士部会がどういう次の解決策を持ってくるのかということに注視していると思いますので、そこを、ぜひ基本路線としてはぶれることがないように、まとめは出していただきたいと考えております。

まとめられた今回の原案に基本的には私は賛成です。ただ、若干申し上げたい点があります。1つは、刑事罰の規定についてなのですが、前回よりは少しトーンは強くされて、1つの検討課題という形にさせていただいたことはよかった、と思っております。私自身も抑止力としての可能性は、なお検討を尽くしていただきたいと。

前回、ちょっともじったような言い方をしてしまいましたけれども、私は刑事罰を持つくらい、非常に厳しい規律のある業務をしているのだという、そういうメッセージという役目もあると思うのです。なので、ここは否定的にとらえるのではなくて、業界も自主規制、自主規律を進めていったときに、またそこにたどり着くというところを、ぜひ検討を深めていただきたいと思えます。

それから、有限責任形態になることについて、幾つか条件を付されることについて、やや重くなるというご意見が藤沼委員から出されましたけれども、私は基本的には監査をあずかる法人としては、この程度は妥当であろうと思っております。

それから、増田委員、多くの方々からも出ておりましたけれども、企業から随分いろいろなことを言われて大変困る、だから、ここは禁止で言い切りにしてほしいというお話がありまし

たけれども、ぜひ、どんなひどい企業があるのかというのを、個別の会社名はいいですけども、それは開示していただきたいという感じがいたしますね。そういう意味では監査法人だけが責任を負う、公認会計士だけが責任を負うのではなくて、企業の責務というのものもあるだろうと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

1点だけ、意見なのですが、一番最後に、14ページですが、その他として①で、社員の競業禁止規定のあり方が書かれていて、前段でこれを容認していくというふうに書かれていて、「ただし」で、「同時に提供することがないよう」と書かれていますが、私は環境管理監査のお仕事もお手伝いしているのですが、同一の組織の中でやってしまうと、どうしても監査とコンサルティングが一緒になってしまうおそれが出てきます。なので、ここは慎重に考えられて、同一の組織にするのか、何か組織を分けるのか、慎重に考えていただきたいと思います。

長くなりました。以上です。

○関部会長 上柳委員。

○上柳委員 今でも自由と規律というのは大変大事なことで、今回、私の立場からいいますと、民事責任、有限責任形態の導入であるとか、あるいは監査法人の社員の資格の拡大というのは自由化だと思います。規律がきちんとできて初めて、こういうことが実行されるべきで、そういう時期なのではないかと思っているんですが、ここでも議論されたのは、監査法人の財務上、あるいは知識とか経験の基盤を充実させるために、場合によっては、その他業との兼業の問題なんかも広げていくという話があったんですけども、私は監査業務事態で監査法人がきちんとやっていけるということが基本だと思いますので、ほかの点はほとんど一致するんですが、伊藤委員がおっしゃることについては、私、若干違う意見を持っております。

とはいっても、仮に自由と規律と同時に、今回、この意見書で実行していくということであれば、2点ございまして、1つは課徴金の導入は、絶対に最低限やっていただきたいと思います。加えて刑事罰についても検討を深めていくという点が1つと、もう一つは、これも一般的にガバナンスなりディスクロージャーをきっちりやった上で、それと組み合わせで一定の規制緩和をしていくということはいうまでもないんですが、特に有限責任形態を認める場合も、なかなか金額で区分するというのは、そう簡単ではないと思うんですが、少なくとも、いわゆる内部統制的な、あるいは内部体制が構築されたということは見ていただかないと、これはだめだと思います。

これも念のためですけども、私は監査法人というのは、営利会社、株式会社ではないと思っています。資本を糾合するための制度ではなくて、市場にきちんとした情報を示すため

の、そういう仲介役だというふうに思っていますので、そのところは、ぜひ押さえていただきたいなと思います。

その2点を実現していただけるのであれば、それ以上の異存は言わないつもりです。

○関部会長 澤田委員、ごく簡単をお願いします。

○澤田委員 2ページの上から5行目の「さらに」以下のところですが、今まで責任論の議論が大半を占めてきたんですが、私自身は、ここにこういう形で、「会計監査の充実・強化を図っていく上で、それを担う有為な人材の確保・育成が極めて重要な課題となる」と記載されたのは非常に重要であり、ありがたく思っています。

次に、いろいろな責任論も含めて、被監査会社の規模、それから監査法人の規模、有限責任・無限責任の別、これらは全て、当事者の選択の問題ではないかと。つまり、それらの選択についてはその当事者が自らの責任において行うべきものです。このような観点から行きますと、例えば、公開会社の監査は一切しない監査法人があってもいいじゃないかと、思いますし、一方、公開会社を監査する監査法人についてはより厳しい規定が適用されるべきこともよく理解できます。

これに関連して、6ページの上から5行目のところで、「ローテーション・ルールは、強化される場合には、この大会社等については範囲が見直されるべきであるという指摘があった」という記載があります。この「大会社等」の中には、列挙されている大会社に比べまして、社会的に影響の非常に小さい、例えば地方のホテルとか、地方の放送局とか、経営破綻に至ったゴルフ場とか、ほとんど証券市場に流通しない、証券発行時において一定の条件に該当し、証券監査の対象になっている会社があります。これは、監査の社会的影響度と監査規制によるコスト負担がアンバランスであり、業務のすみ分けの中で、ぜひ「大会社等」の範囲から外していただきたいというのが1つです。

もう一つ、最後になりますが、11ページの5行目からの行政処分の類型化の多様化というのは、私は一定の理解をしています。しかし、ここに書かれている「役員等の解任命令」というのは、理解できません。以前、私は「監査人は、行政に対して一定の独立性を確保すべきだ」と発言し、大崎委員からお叱りを受けました。しかし、私自身は、企業活動に対して行政の指導が働く局面は当然ある。行政の求める方向性は、公共性を指向したものであると認識していますが、当然のこととして政策的判断が反映されることがあります。したがって、いろいろな会計事象に対して、我々がプロフェッションとして判断を下すときに、もし、行政の方向性を是として、すべて判断していくんだということになると、私自身はプロフェッションの存在価値

値はないと思っています。そういう意味で、ある一定の独立性を保っておくべきだと思っていますので、ここに「役員等の解任命令」が入るというのは、これはあまりにも問題があるのではないかと。私は「企業の顔を見て」という表現でお叱りを受けましたけれども、我々監査人は、当然のこととして、企業サイドに立つのではなく、投資家のために、監査を実施するのです。

私が言いたかったのは、行政の圧力にばかり意識が行くようでは実効性のある監査は実施できず、監査人が本来あるべき、企業の実態にもっともっと迫れるような環境を確保できるようにしてほしいということを申し上げました。

以上でございます。

○関部会長 弥永先生、ございますか。

○弥永委員 一言申したいのは、この刑事罰の導入という点について、監査法人に責任を負わせるというのは、あくまでも過失責任を負わせるという局面なので、実は過失責任を負わせるかどうかというのは、我が国の法制の中で過失責任を負わせるのは、かなり特殊なケースというか、限定されているケースなので、実際に刑事罰を入れることによって、本当に抑止力が高まるのかどうかというのは、慎重に考えていただきたいと思います。

○関部会長 検討させていただきます。

それでは、八田先生。

○八田委員 もう大分かたまってきましたので、これ以上変わらないと思いますけれども、感想ということで発言させていただきます。

先ほどもどなたかもおっしゃっていましたが、これが公の文書として一人歩きしていくときに、14ページからなる答申のうちの5ページ相当部分が、監査人の責任論議に集中しているんですね。「非違事例」という言葉が何回も出ます。思うに、昭和41に公認会計士法の大改正があって、そのときに監査法人制度が入り、既に40年たっているにもかかわらず、本当に監査法人というのは、そんなに信用が置けないのかという、非常に無力感を監査論の専門家として感ずるわけです。

したがって、今後、法制度上の問題があると思いますが、澤田委員が言われたように、これからの会計士予備軍に対して、ある程度、夢を与えられるような環境を作ること、つまり、ギューギュー締めるということだけではなくて、適切なポイントに対しての対応をお願いできればという気がします。

あと、以前にも申し上げたように、裾野を広げるという観点から、本来であれば、一番の問題点というのは、独立性の問題です。これを解消しない限り、これは日本だけの問題ではなく

国際社会のすべての課題ですので、これはもう少し明確な視点で書き込んでいただきたいと思っています。

○関部会長 役員等解任命令の点で……

○池田企業開示課長 「役員等解任命令」という表現を落とすべきだ、というご指摘だったと思いますが、ここは正確を期す観点から、かなり細かく叙述して、それぞれ説明を入れておりますが、要するにどういうことなのかといったときに、この5行を全部読まないで中身がわからないということよりは、何のことかということを書き端的に書く必要は、この明解さという観点からもあるのだろうと思っております。

それから、この議論では、公認会計士協会の役員の任命等も、前回の改正でなくなったのだから、というご議論もあったかと思っておりますけれども、そのこととこれは、あくまで非違があった場合の処分の問題であるので、我々としてはこういう命令を発動することのないように、やっていきたいというふうに思っておりますけれども、どういう処分形態なのかといえば、いわゆる「役員等解任命令」というのが最もわかりやすいのではないかと考えておまして、このようにドラフトさせていただいているところであります。

○関部会長 最後なんです、皆さんからご指摘が、今の八田先生のご指摘も踏まえて、7ページの「真剣な検討がさらに進められることを期待したい」という表現のところなんです、なかなか「期待したい」というのをとるのは難しいようですので、こういうことにさせていただきたいと思っております。「関係当局において、早急かつ真剣な検討がさらに進められることを期待したい」と、「早急かつ」というのを入れさせていただくということでご了解いただきたいと思っております。

これで終わりたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

それでは、大臣。

○池田企業開示課長 今、大臣が参ります。カメラも入りますので、しばしお待ちいただきます。

(大臣着席)

○池田企業開示課長 それでは、山本金融担当大臣に報告書をお渡しし、あわせて、山本大臣からごあいさつをいただきいと存じます。

(関部会長、報告書を大臣に手渡す)

○山本大臣 一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日ごろより、ご多忙のところ、金融審議会公認会計士制度部

会の審議に11回にわたりご参加をいただきまして、まことにありがとうございました。

さて、公認会計士監査法人は適正なディスクロージャーを確保していくため、極めて重要な役割を担うものでございます。企業活動の多様化、国際化等の進展に伴い、監査業務も複雑化、高度化している一方で、公認会計士監査をめぐる非違事例がたびたび発生しており、ディスクロージャーにかかる不適正な事例も引き続き生じております。もとより、公認会計士監査法人には、職業を専門家として高い倫理観、自己規律が求められるものでありますが、こうした状況の中、制度的にも組織的監査の徹底等の観点から、諸外国の制度との整合性も十分踏まえつつ、監査の充実、強化に向けた格段の措置を講じてく必要があるものと考えております。

金融庁といたしましては、本日いただきました報告書を踏まえ、来年の通常国会への関係法案の提出を目指し、法制化に向けた検討に、鋭意取り組んで参ります。

関部会長を初め、委員の皆様には、これまでのご尽力に深く感謝を申し上げますとともに、今後とも引き続きご指導、ご協力を賜りますようお願いいたしまして、簡単でございますが、私のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○関部会長 どうもありがとうございました。

山本金融担当大臣におかれましては、ここで退出なさいます。

○山本大臣 どうもありがとうございました。

(大臣退出)

○関部会長 最後に私から一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様におかれましては、この4月以来、熱心にご議論いただきました。おかげをもちまして、本日、すばらしい報告書を取りまとめることができたというふうに考えております。委員の皆様方のこれまでのご尽力に心より感謝申し上げる次第でございます。

それでは、これで散会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後2時05分 閉会